

令和4年11月10日
財務部 経理課

委託契約におけるダンピング対策について（案）

1 主旨

ダンピングは他事業者の事業活動を困難にし、公正かつ自由な市場における競争を阻害するとともに、業務品質の低下や下請事業者への労働環境の悪化等のしわ寄せを招くものであることから、防止に向けた取組みを徹底していく必要がある。

区では、昨年10月の1円入札案件の発生や同年12月の世田谷区公契約適正化委員会からの提言等を踏まえ、本年9月には、多種多様な委託契約において過度な低価格入札を抑止し、効果的なダンピング対策を実現できるよう、現在の最低制限価格制度を改定し、新たに「変動型最低制限価格制度」を導入する素案をまとめ、その後も検討を重ねてきたところである。

今般、来年度からの実施に向けて、同制度の具体的内容を案として取りまとめたので報告する。

2 変動型最低制限価格制度の内容

(1) 概要

それぞれの案件ごとに、開札後実際に応札のあった入札額から平均額を算出し、この平均額に一定の乗率を乗じて最低制限価格を設定する。

(2) 効果

- ①他の入札価格（入札額の平均額）から著しく乖離した低価格では落札できないものとし、過度な低価格入札を抑止することによって、競争性とダンピング防止の両立を図ることができる。
- ②実際の入札額をもとに最低制限価格を設定することにより、入札時の市場の実勢や案件ごとの性質をよりの確に反映することができる。
- ③算定方法を事前に公表し、入札結果に基づいた検証を可能にすることで最低制限価格設定の透明性の向上を図ることができる。
- ④開札結果に基づき最低制限価格を設定するため、不正な働きかけによる事前の漏洩が生じ得ない。

(3) 適用対象

これまでの実績から現に低価格入札が見受けられる業務類型* に対して重点的に低価格入札の防止を図るため、現行の最低制限価格制度から適用範囲を拡大する。

なお、これまで対象業務のうち予定価格が200万円以上のもののみ適用していたが、価格による限定は取り止め、対象業務の入札すべてに適用する。

①現行制度の対象業務

建物清掃・公衆トイレ清掃の業務委託、造園の業務委託

②追加で対象とする業務

計画策定支援、医療関係検査・調査業務、土木関係調査・点検業務、データ入力作業、電話設備の設置・保守、撮影、情報処理業務、翻訳・通訳

*対象業務の選定にあたっては、過去5年度の入札実績を分析し、落札率が50%以下の案件が一定水準以上ある類型を抽出した。

(4) 最低制限価格の算定方法

1) 有効参加者の判定

応札者のうち以下の者を除いた者を有効参加者とする。

- ・ 入札額が予定価格を超える者
- ・ 入札額が予定価格の1割以下の者^{*1}
- ・ 指名停止措置、落札制限対象等その他の事由により入札が無効となる者

2-1) 有効参加者数が3者以上の場合の算定方法

①有効参加者数に60%を乗じた数を標本数とする。(1未満の端数は切上げ) ^{*2}

$$\text{有効参加者数} \times 60\% = \text{標本数}$$

②有効参加者のうち、価格が低いほうから序列にして標本数にあたる順位までの入札額の平均額を「標本平均額」とする。 ^{*2}

③標本平均額に80%を乗じて得た額を当該入札における最低制限価格とする。 ^{*3}

$$\text{標本平均額} \times 80\% = \text{最低制限価格}$$

2-2) 有効参加者数が2者以下の場合の算定方法

有効参加者数が少数の場合には上記の方法では十分な効果を得ることができないため、予定価格に60%を乗じて得た額を最低制限価格とする。 ^{*3}

$$\text{予定価格} \times 60\% = \text{最低制限価格}$$

*1：入札参加者による意図的な最低制限価格引下げの防止を目的に、低額な入札を標本平均額算出の対象から除外するため

*2：入札参加者による意図的な最低制限価格引上げの防止を目的に、高額な入札を標本平均額算出の対象から除外するため

*3：他の入札価格と比較して著しく低い入札を抑止するため

《 算定方法等の公表について 》

有効参加者数が3者以上の場合の標本数の算定割合(60%)、標本平均額の算定乗率(80%)、有効参加者数が2者以下の場合の予定価格へ乗じる乗率(60%)及び各算定方法は事前公表とし、最低制限価格及び予定価格については従前通り非公表とする。

《 現行制度の最低制限価格の算定方法について 》

予定価格に一定の乗率(70~90%の範囲内、非公表)を乗じて求める。

3 シミュレーション

(1) 事例1 (他の参加者と著しく乖離する安価な入札があった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	800,000円		⇒最低制限価格未満
B社	5,000,000円		⇒最低制限価格未満
C社	7,600,000円		⇒落札
D社	7,800,000円		
E社	8,000,000円		
F社	8,400,000円		
G社	9,000,000円		

① 予定価格の1割以下であるA社を除き、有効参加者数B～F社5者に基づき、標本数を算出する。

有効参加者数5者 × 60% = 3者
⇒標本数は3者

② B～D社の3者の入札価格から標本平均額を算出する。

⇒標本平均額 6,800,000円

③ 標本平均額から最低制限価格を算出する。

標本平均額 6,800,000円 × 80% = 最低制限価格 5,440,000円
⇒A社、B社は最低制限価格未満となり、C社が落札する。

(2) 事例2 (他の参加者と著しい乖離が生じなかった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	5,000,000円		⇒落札
B社	5,200,000円		
C社	5,700,000円		
D社	6,500,000円		
E社	7,000,000円		
F社	7,500,000円		
G社	8,000,000円		

① 有効参加者数A～G社7者に基づき、標本数を算出する。

有効参加者数7者 × 60% = 4.2者
⇒端数切上げにより標本数は5者

② A～E社の5者の入札価格から標本平均額を算出する。

⇒標本平均額 5,880,000円

③ 標本平均額から最低制限価格を算出する。

標本平均額 5,880,000円 × 80% = 最低制限価格 4,704,000円
⇒最低制限価格以上であるため、A社が落札する。

(3) 事例3 (予定価格超過の入札や辞退が多く、有効参加者が少数となった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	7,900,000 円
B社	8,200,000 円
C社	8,700,000 円
D社	8,800,000 円
E社	8,850,000 円
F社	辞退
G社	辞退

⇒落札
有効参加者
予定価格超過

有効参加者数はA～B社2者のため、予定価格に基づき最低制限価格を算出する。

予定価格 8,500,000 円 × 60% = 最低制限価格 5,100,000 円
⇒最低制限価格以上であるため、A社が落札する。

4 検証方法

入札価格、落札率、最低制限価格未満入札の発生件数等について従前の類似案件実績との比較分析を行い、算定方法や対象業務の適応性の検証を実施する。

5 工事請負契約等の最低制限価格制度の改正

変動型最低制限価格制度の導入に伴い、工事請負契約（低入札価格調査制度の対象となるものを除く）及び設計・測量等の委託契約における最低制限価格については、予定価格の内訳を基に算出している現行方式は変更しないが、設定範囲を予定価格の75%～92%へ改正する（現在は70%～90%）。

6 今後のスケジュール (予定)

令和4年12月 最低制限価格制度要領改正
区民及び事業者向け周知

令和5年1月 改定後の最低制限価格制度による令和5年度契約案件の入札公告の開始